

愛媛県老人福祉施設協議会 表彰規程

(趣旨)

第1条 本規程は愛媛県老人福祉施設協議会（以下「県老施協」という。）が、多年にわたり老人福祉及び介護事業に貢献し、その業績が特に顕著な、会員施設に所属する施設長及び職員並びに本会の運営に協力援助している個人、団体、企業等に対し、その功績を顕彰し、その労苦に報いるとともに、老人福祉及び介護事業の進展に寄与せしめるため必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の種類は、次の2種とする。

- (1) 会員施設の施設長及び職員に対する表彰
- (2) 個人、団体、企業等に対する表彰

(表彰の対象)

第3条 表彰は次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) この規程による表彰を行う年度の4月1日において、会員である施設又は事業所に所属しており、かつ老人福祉及び介護サービス施設又は事業所における在職期間が通算10年以上の功績顕著な者で、過去において本会の表彰を受けていない者。
- (2) 前条第2号に規定する表彰の対象者は、本会の運営に協力援助している者で、次の定めのあるいずれかを満たす者とする。
 - イ 本会の発展に関し、功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者
 - ロ 老人福祉及び介護事業に関する啓発、介護技術の改善又は介護職員の育成において顕著な又は多大な功績のあった者
 - ハ 老人福祉及び介護事業に関する研究及び教育において顕著な又は多大な功績のあった者
- (3) 前号に定めるもののほか、県老施協会長が特に認める者。

(表彰の推薦及)

第4条 第2条に規定する表彰の推薦者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する表彰は、当該施設長及び職員が所属する会員施設の推薦とする。
 - (2) 第2条第2号に規定する表彰は、県老施協会長の推薦とする。
- 2 会員施設は、前項の推薦書（様式第1号）を取り纏め、指定の期日までに本会に提出するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、第3条各号に該当する対象者のうち、会員施設から推薦があった者について、審査のうえ県老施協会長が決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は毎年行うものとし、原則として愛媛県老人福祉施設大会において授与するものとする。

(運営)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮り決定するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

付 則

この規程は、平成31年2月15日から施行する。